

参考資料

2024年12月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

1. 第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見
2. 開示関係の参考資料
3. 保証関係の参考資料

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:二段階開示①

主なご意見

- 事務局提案の二段階開示の方向性について賛同
- グローバルな視点から、ISSBと同様、初年度に限り認めることが適当
- 情報ユーザーの視点からは、開示媒体が複数並立するというのはあまり望ましくなく、また、変更箇所が分かりやすいといった点からも、有報の訂正でよいのではないかと。訂正については、企業サイドの心理的ハードルが想像以上に高いようであるが、この辺りはルールで訂正できるということを明らかにしていくことが良いと思う
- 一段階目の開示を現行開示規則に基づく開示とする案には賛同できない。義務的開示の初年度は現行と変わらずというのでは、これまで激変緩和策として段階的な基準を議論してきた前提を覆すことになりかねない
- 今年3月期の有報では、既に前向きな企業は、Scope3の速報値などを開示しているが、義務的開示の初年度は「現行と変わらず」ということになってしまうと、水を差すのではという懸念がある
- 企業の選択によって半報又は臨報での報告を認めることも検討するのがいいのではないかと。米国上場企業の場合、有報の訂正一択ということになってしまうと、SECの規則に基づくサステナビリティ開示が強制されるまでの間、Form20-Fの訂正も有報の訂正に伴って行わなければならないのかという実務的に悩ましい問題が生じる
- 海外向けの情報開示の本邦での開示が臨報で良いのであれば、有報のアップデートというのが臨報の位置づけという理解であるため、二段階目も臨報で良いのではないかと
- 想定されている訂正は、自発的訂正なのか、義務的訂正なのか。自発的訂正との前提であれば、自発的にもかかわらず提出期限を設け、半報の提出期限を借用することに制度としての整合性があるのか。この点、臨報であれば、既に遅滞なく提出という時期的制限が法律上ある。義務的訂正との前提であれば、実務上は通常、財務局への事前相談が必要になり、企業と財務局に実務負担が大きく出てくるので、二段階目については事前相談は不要とすべき
- 訂正に伴う責任の問題がある。自発的訂正であろうが義務的訂正であろうが、企業が開示基準に準拠していないことを認識しつつ、一段階目の有報を出しているということが訂正報告の前提となってしまうので、この場合には虚偽記載の責任は発生しないということを明確にする必要

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:二段階開示②

主なご意見

- サステナ基準に基づく開示は本来有報で開示されることが望ましいが、様々なフィージビリティ等を考えて経過措置が認められると理解しており、有報で開示できるにもかかわらず、それを妨げる、あるいは抑制する形で働かないようにしていただきたい
- 有報の訂正という方法には賛成。訂正といっても開示基準に従った開示であり、訂正部分は当初揃っていなかった情報という形になるので、訂正ということに対する懸念は実質的にはかなり減るのではないか
- 半期報告書の提出期限を借用する必要はなく、例えば6か月期限とはっきり区切ってしまって、かつ、間に合わない場合は理由の説明をすることとすれば、フレキシビリティを持った運用ができるのではないか。経過措置は初年度だけということになるので、分かりやすさという点からそのように考える
- サステナビリティ基準で議論されている水準よりも軽微と思われるものについても数値の訂正報告書が出されている。このようなケースにおいて、出す企業と出さない企業にばらつきが生じているので、取り扱いの説明があるとよい
- 事業規模でスライドして二段階開示を全てに適用していくということについて、時価総額5,000億円以上は対象となるまでの時間があるので、本当に二段階開示を認める必要があるのかどうか再検討しても良いのではないか
- 二段階開示については、初年度だけでなく、2年目以降も必要なのではないかという企業意見もある
- 訂正報告書については非常に違和感がある。半期報告書や臨時報告書では駄目なのか。訂正というのは非常に企業にとっては重たい意味があるので、方法を選択できるようにすることが望ましい
- 現行開示規則に基づく開示と、サステナビリティ基準に基づく開示の二重開示になることに加え、訂正報告書で大幅な訂正が必要となる可能性があるため、有報からサステナビリティ基準に準拠する開示とすべき
- 女性管理職比率等の開示は、厚労省のウェブで別途開示しており、二重開示となっている。有価証券報告書に記載を求めるにしても、必要な子会社に限定するなどの柔軟な取扱いに変更すべき
- 二段階開示の期間を少なくとも2、3年程度、できればアメリカと同様に期限なしとすべき。有報の提出期限を延長すると財務情報の後発事象の期間が1か月延びるという大きな問題があり、問題の解決にならない可能性が高い

主なご意見

- 事務局提案の海外に向けた情報開示の本邦での開示の方向性について賛成
- 情報の公平さの観点から、原則として臨時報告書で開示されることが望ましい。事務局案は報告主体が異なる場合にも対応でき、参照先情報のエンフォースメント上の問題を回避しつつ、国内の投資家に対して同等なサステナビリティ情報を提供することができるという点において大変優れた提案であり、これを支持する
- 暫定的な措置であるとはいえ、制度づくりと乖離のないよう、こういうことが必要であるというアナウンスメント効果にもなるため、この点は少し急いで工夫いただきたい
- 開示義務者の対象がサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業に限定された点や開示を行っている場合のリンク先に明示するなど限定された開示になっている点については評価
- 企業のホームページでの開示が妥当ではないか。理由として、本件を臨時報告書の対象とすると、これ以外の海外規制による開示が臨時報告書の対象となる可能性がある点、フェアディスクロージャーの観点から、日本の法規制以外の情報はホームページ等での共有開示されることが想定される点、一部の日本企業が欧州CSRD対応の開示を2028年12月期よりも早期に連結ベースで開始する場合に、臨時報告書の開示対象になってしまう点を懸念
- 開示のリンク先を示すことで虚偽記載のエンフォースメントの問題を生じさせないとのことであるが、懸念が完全には払拭できない
- そもそもフェアディスクロージャールールの下で開示しなければいけないという余地があり得るため、リンク先を示すことに虚偽記載についての責任のリスクが仮にないというのであれば、事務局提案の開示内容を前提とすると、本邦で開示しているかどうかということと関係なく開示させることが適切であり、理論的ではないか
- 連結グループベースの開示・保証による免除制度の活用については、投資先企業にそのような要望があることをエンゲージメントなどを通して確認しており、これを後押しする制度を進めることが望ましい
- CSRDに基づく開示は粒度が細かく、投資判断に重要な情報において、投資者間で情報の非対称性が生じる不公正を放置するということになりかねないことから、本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業に限定するというのは不適切
- 利用者としては、企業が海外規制に基づいてサステナビリティ情報の開示を行ったことが周知されるのはありがたい。利用者のニーズにも考慮した内容ではないか

主なご意見

- 暫定的な制度ということで、保証業務のオーソリゼーションと、保証業務提供者の登録を切り離すような提案になっているように見受けられた。ただ、これを完全に切り離すというのは恐らく無理ではないかと思う。欧州としても、評価をするのであれば、制度としてどうなのかということを見てくると思うため、暫定的な制度としてであっても、やはり一定のつながりというのを意識する必要があるのではないか
- オーソリゼーションの方法について、暫定的に先に回すということに賛成。保証業務に限らず、日本企業がスムーズに活躍できるように、そういった障壁が日本企業に不利にならないような交渉を日々やっていただけると良い
- 免除制度の利用相談は、ISO基準で保証業務を提供している検証機関にも寄せられている。企業ニーズに応え、かつ、かかる企業に保証業務を提供している事業者の継続的な業務提供に支障が出ないように指定することが妥当
- 実務上の負担を考慮した案になってきているが、CSRD等のサステナビリティ開示のみをなぜ臨報の提出事由にするのかという部分の整理は必要。逆に言えば、それ以外の開示にまで同様の議論が広がらないかという点を気にしている。本邦基準で要求されていないものを重要と位置づけるということは、実質的にSSBJ基準、開示基準そのものを拡大する議論につながるのではないか。オーソライゼーションの観点から法定開示の裏づけが不可欠というのであれば、それは任意での開示を認めれば十分ではないか
- 何人かの委員から開示主体を広げるべきという御意見もあったが、その点については反対
- 本邦でサステナビリティ開示基準に準拠して開示を行っている場合には、既に必要な情報が日本で開示されているという表現になっているが、必要性が理由なのか疑問。もしリンクを貼るといような観点であれば、あまり負担にならないと思うため、本邦での開示有無に関わらず、海外で開示している場合はリンクを貼るような形にすれば良い
- アクセス情報という負担の低い形であり、国内で開示をしてない企業も含めて開示していただくのが適切ではないか
- 開示を行った旨だけでなく、場合によっては海外で行ったもののなかで、国内でも開示を行うべきであるような重要なものについて要旨などを追記することができるようなことも含めて、少しフレキシビリティを持っていただきたい。また、保証については、2022年12月のDWG報告で保証に関して一定の事項を記載するというのを述べており、保証業務を行ったものの名称だけでなく、独立性に関する事項についての記載も重要なので、追記いただきたい
- 日本基準に基づいて開示をしている限りは追加的な開示は必要ないとなっており、非常に合理的な判断であり歓迎

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:セーフハーバー①

主なご意見

- 事務局提案のScope3などのバリューチェーン情報等に対するセーフハーバーの考え方に賛同
- 企業サイドの心理的ハードルが本当に高いと感じており、サステナビリティ開示の一番のネックは虚偽記載
- 仮に後で何か変更、修正、誤りがあっても責任を問われないという仕組みは、内部統制プロセスに似ており、また、説明の工夫や確認書といったものは、経営側としては対応しやすいなと感じた
- 19ページのSEC規則案に比べて、具体性という点で、Scope3についても十分なセーフハーバーにはなっていないことを懸念。今回の案は、Scope3の開示に問題がないと説明する責任が作成者側にあるが、セーフハーバーを十分に機能させるためには、SEC規則案と同水準にするべきではないか
- 虚偽記載の判断の基盤とするべきは、合理的根拠の有無に加えて誠実な開示であると考えてるので、この点もガイドラインに盛り込んでもよいのではないか
- 見積りの合理性など、適切性を会社内部で適切に検討したかとあるが、これはかなり負担が大きい。むしろ、情報を取得する際に、統制の及ばない第三者に定義、計算式等を遵守しているかどうかを確認するという入り口段階でのチェックというのは、より実現性が高く、有報提出者の義務ではないか
- 適用対象は、Scope3だけではなくてバリューチェーン情報一般にすべきではないか
- 特にScope3については、様々な手法で算定、集計、開示を行われる状況にあるので、具体的な対応については、少し事例等も収集して、実際にScope3がどのように算定されているかというところを考慮して検討すると良い
- 14ページ目の事務局案の3つ目の要件はまだ厳し過ぎると思っており、特に適切性、適切な検討というところは厳しいと思う。また、2点目の開示内容が一般的に合理的と考えられるというのも、これは結果を問われている気がするため、SEC規則にあるようなレベルにまで緩和していただくのがいいのではないか

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:セーフハーバー②

主なご意見

- 導入の際には、プロセスの在り方や海外も含めた色々な事例を積極的に例示することで、企業に具体的なイメージをしていただき、企業が必要以上の萎縮をしないような形で開示ができるようにすることが非常に重要
- 誠実性につながる企業の開示姿勢というものを少し盛り込んでいただくとよいのではないか。信頼される開示を行う上で、企業は内部統制を整えている。特に内部統制の実施基準の目的の1つは「報告の信頼性」という形に今般改正されており、企業はその対応をされているところだと思うので、サステナ情報についても、信頼を得られるような、誠実な責任ある態度で開示をしているからこそ、セーフハーバーによって責任が問われないという形にできる
- 個別にどこまでやればいいのかについては、少しフレキシビリティを持たせても良く、Scope3である場合の例なども含めてガイダンスを別途定めるなど、開示ガイドラインがあまり固くならないように、他のもので柔軟に補充できるようなことがあれば良いのではないかと
- 財務情報の視点とサステナビリティの視点では、一般的に合理的と考えられる範囲が異なる。さらに、慣習がまだ定まっていない中で、一般的に合理的という判断も難しい。また、サステナビリティ基準では「重要性」が非常にキーとなる概念になる。サステナビリティ情報については、他の企業の取組に依存する部分が多く、既存の将来情報よりも、不確実性が高いが、不確実性が高いということは信頼性が低いということではなく、信頼性が高くても不確実性が高いということもあり得る。そのため、厳密に過ぎないことが必要で、結果として重要な項目について開示されている数値に差異があったような場合についても、重要性がないものについては責任を負わないといった書き方も考えられる
- セーフハーバーは非財務情報から出発したものをScope3に関するものに変えるということであり、相互関係が若干見えにくくなっているため、どのような点に関してセーフハーバーが適用されるのかといった点について、見通しのよい制度になることを期待
- セーフハーバーをこういう形で設けていただければ非常にありがたい。欲を言えば、SECの規則案では、よほどしっかりと反証がない限り合理的なものとして認めており、立証責任の分配についても書き込まれている。日本の基準においても、どこまで書けるのかというところを模索していただきたい

主なご意見

- 事務局提案の企業の責任範囲を明確化する観点での情報開示について賛同
- データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載を特定した上でプロバイダーの名称を開示することは、機密情報に該当する可能性もある
- 確認書の記載事項の追加を検討するとあるが、具体的な内容が説明されていない。現在の確認書では、特記事項がない場合は有報の記載内容が金商法に基づき適正に記載されていることを確認した旨のみが記載されているため、これとの整合性が必要
- 確認書に、統制の及ばない第三者に対して定義、計算式等を遵守しているかどうかを確認してそのように記載して提出したが、第三者が実は遵守していなかったと分かった場合に、署名者の免責などは明確にしておく必要
- データ・プロバイダーはもともと正確なデータを提供することを業としてやっているわけで、その立証責任も恐らくあり、いわゆるSOCレポートを入手することが求められていることから、データ・プロバイダーの扱いは、やや微妙
- 欧米には、いわゆるDisclosure controls and proceduresがあって、一定程度責任を負うのであれば、緩やかな形での統制を構築するというのは必要。確認書というのはいずれを踏まえてのものである必要
- 社内手続の明確化については、内部統制の活用やマネジメントシステムの導入・促進など、具体的な例示等があれば、より効果があるのではないか
- 不確実な情報の記載箇所を要件に免責を認めるという方向については賛成しているが、あまり特定の手法や程度を細かくし過ぎると、結果的に免責されないことになりかねないため、その点については合理的な要件設定をお願いしたい
- 確認書については、現状でそもそも有報全体について記載内容の適正性を表明することになっているので、記載事項の追加は必要ない
- 社内手続の開示はセーフハーバーの文脈で非常に重要であり、投資家保護上も有用な情報。裁判例においても、こうした点が重要な基準として機能していると思うので、それを示す情報の開示が基準に盛り込まれていく必要

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証の担い手①

主なご意見

- 大きな方針はprofession-agnosticとしても、担い手のクオリティは確保する必要。その結果、保証人の範囲が狭くなくても資本市場の健全性の観点からやむを得ない。IAASBやIESBAで策定された国際的な保証基準や倫理、独立性だけを共通のルールとして担い手に適用すべき。また、ISSB基準で重視されている財務情報とのつながりを保証できる能力が求められる。
- 急ピッチで保証業務実施者の監督制度も整える必要があるので、現状の財務諸表監査に係る制度を活かせる形で担い手を考えるべき
- 監査法人が最も品質管理、倫理、独立性のベースがあり、国際的な基準にも準拠し、財務情報とのつながりという部分でも望ましい。他方で、監査法人のみでは保証業務提供者のリソースに不安があり、Non-PAが参入する前提の制度設計をする必要がある。現状でも財務諸表監査の担い手が少なく、中小監査法人に拡大する中でクオリティに問題が出てきた。こうした問題がサステナビリティ情報に対する保証でも同じように発生する可能性はある。保証難民が出ないようにNon-PAの活用が必要であるが、クオリティの確保も必要。例えば、監査法人のチーム中にNon-PAが入って、一緒に保証する方法も考えられる。
- 倫理・独立性等が担保される前提であれば、Non-PAも担い手に含めることに賛成。保証の担い手が不足することにより開示に支障が出ることを懸念。
- 監査法人に限定しない形がいいのではないかと。財務情報の監査とサステナビリティ情報の保証がイコールでない中で、同等の信頼性の確保には、情報等の違いを整理する必要がある。今後保証範囲が広がる際に相応しい専門性は何か、どこが財務情報の監査と異なるかをもう少し丁寧に議論すべきであり、財務監査と同等の信頼性確保が必要と断定するような議論はまだ早いのではないかと。
- Non-PAを視野に入れるのであれば、質的な要求、責任、教育など、制度としてのあり方をイメージして議論すべき。暫定的なスタートとその後の制度にギャップが生まれまいようすべき。
- 保証制度の対象となる一部のプライム上場企業以外の企業においても広くサステナビリティ情報の開示がされるべきであり、それらの情報をNon-PAも含めて保証していくことも見据えた社会的な仕組みを検討すべき。
- profession-agnosticというコンセプトには賛同するが、法規制上の責任、品質管理、倫理規則などについては担い手にかかわらず同等かつ高い水準を遵守して、高い品質を確保すべき。また、サステナ情報が財務情報の補完情報であることを踏まえると、保証手続において財務情報とサステナビリティ情報のつながりを担保する体制が不可欠。

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証の担い手②

主なご意見

- サステナビリティ情報の信頼性が重要。保証の担い手についてprofession-agnosticとして拡大することについてはコンセプトとしては賛成。監査法人は、資格、法令上の義務・責任、処分、独立性なども含めて、法的な規律の下で役割を果たしている。Non-PAについても法制度上差異がないものとするべき。資格制度等による能力の担保が必要。特に財務情報とのコネクティビティが重要であるが、こうした能力を担保する資格制度の検討をすべき。
- Non-PAを担い手にするのであれば、独立性、検査・監督を含めて、しっかりと制度的に担保する必要がある。金融庁の準備を含め、早めに対応する必要がある。制度的な準備が整わないことを理由に、開示・保証が遅れるのは適切ではない。
- 保証業務実施者は、市場関係者が保証に対して期待していることを重要視すべき。国際的に見て遜色ない高い保証の質を求めるのであれば、適切な保証基準に従って業務が実施されるべき。
- 全ての保証業務実施者について、能力開発、独立性、自主規制、検査監督のあり方等を均一にすべき。財務諸表監査の枠組みは、これまで人的、資金的にリソースをかけており参考になる。
- 仮登録制度の内容が不明確であるため、保証導入当初の品質確保に懸念が生じるおそれ。保証制度の全体的な基本設計がなされていないので、profession-agnosticには反対。
- 有価証券報告書に記載される点で、担い手は公認会計士に限定すべき。公認会計士を軸にしてNon-PAを専門家として協力体制を取れるとよい。共同監査という案もある。ただし、公認会計士ならば誰でもサステナビリティ保証業務ができるという制度とするのは反対。
- 企業から「assurance疲れ」と言われている。現在行われているISO保証を何かしら関連付けられないか。
- 公認会計士・監査法人に係る制度への信頼は大きく、Non-PAがすぐに同様の体制で保証業務を行うことは想像できない。資料に記載されているScope1,2の保証をしているNon-PAの実態や品質がどうなのかを確認すべき。
- p33の資料だと割合は監査法人系と非監査法人系とで半分半分。非監査法人系ではIAF加盟認定機関からISO17029/14065の認定を受けた検証機関がある状況を踏まえ、これら認定を受けた検証機関を信頼できる保証業務提供者とすべき。
- 監査法人とNon-PAとの間で独立性・倫理に差が生じないようにする必要。
- 財務諸表監査とサステナビリティ保証を同種の法人に委託する会社が多い。Non-PAを使用する場合は、独立性を含めたクオリティの担保、どの業者が各国で認証されているかが一覧でわかるような制度を整備してほしい。

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証の担い手③

主なご意見

- 高い品質の確保は必要。ISOはGHG等についてすでに運用されている認定の仕組みがあるので、その活用も検討しながら高い品質を確保すべき。
- サステナ保証という新しく認定を始める上で、最初から間違いない制度は作るのは難しいので、当初に「暫定」という形は当然。
- CSRD 対応のための保証業務提供者のオーソリゼーションと、保証業務実施者の登録を切り離して検討すべきではない。
- 仮登録には反対。簡易的な審査ではなく、十分な審査を経て保証業務実施者を登録すべきであり、時価総額が大きな企業は財務諸表の監査人を選ぶことが多いであろうと考えるため参入障壁を下げる必要もない。倫理・独立性や品質管理体制等の要求水準を下げると国際的にも見劣りする。
- Non-PAを担い手にするのであれば、立法化するために専門家で登録要件などを議論していただきたい。
- 新たな制度について、実績や経験に応じて公平に評価・登録される制度が望ましい。フランスでは第三者機関の審査は、IAF加盟認定機関であるCOFRACが行っている。H2Aでは保証業務提供者に対する研修が最優先事項となっており、研修内容は、品質管理システム、職業倫理、独立性、不正への対応などがカリキュラムに入っている。保証を希望する機関や監査法人の保証人に対して試験を実施し、認定審査を始めると聞いている。

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証の範囲①

主なご意見

- 現実的な対応として概ね事務局案に賛成するが、海外制度と見劣りしないよう、ロードマップを示すべき。
- 保証を段階的に導入するという方向性には賛同。まずは企業にISSB基準と同等の開示を行ってもらうことが重要。既に実務が行われているScope 1, 2の範囲から保証を導入する方が良いが、そのうえで以下2点指摘。
 - ①一定期間をどの程度にすべきかの論点はあるが、今後保証範囲を拡大するという方向性を示すことが重要。一定期間としても、最終的には全てを保証するという方向性を示すことが必要。
 - ②企業のカバナンス情報に関しては、企業の負担が少なく開示でき、保証もしやすいことから、Scope 1, 2と同時又は早期に保証の範囲に加えた方が良いのではないかと。カバナンス情報の開示を通じて、企業の報告システムが構築されることに期待。
- 段階的に保証範囲を広げていく方向がよく、Scope 1, 2の保証は必要。将来的に保証範囲を拡大する方向性を示すべき。
- サステナ情報はCO2のみでない点などを踏まえ、Scope 1, 2のみは範囲として狭い。むしろ欧州や豪州が指定する範囲を前提に議論すべき。
- Scope 3こそ保証が必要であるため、保証範囲は全てとすべき。Scope 3は有価証券報告書に記載された速報値から、事後的に2桁修正されるような例もあり、第三者認証の意味は大きい。一定期間は範囲を限定するとしても、企業規模ごとにスライドして範囲を拡大するのではなく、限定する期間を一律とすべき。
- 現実的に、段階的に保証範囲を拡大していくとしても事務局提案は保証範囲が狭すぎる。
- 事務局提案の保証範囲は狭くかつ遅い印象。
- 当初の保証の範囲が非常に限定的な印象。
- 最終的にはすべての情報を保証対象とすべき。
- 当初保証の範囲を限定的にするとしても、重要な情報がすべて開示されるべきという観点から、企業が報告すべき情報の特定プロセス、カバナンス、リスク管理なども保証の対象とすべき。
- Scope 1と2の一定期間や最終的な範囲が不明確であるが、段階的な拡大はやむをえないとしても、諸外国の制度と見劣りしない制度にすべき。

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証の範囲②

主なご意見

- 最終的な保証範囲や時間軸を含めた制度導入のロードマップを示して企業の体制構築の準備を促していくべき。
- 第一段のScope 1と2は狭すぎる。諸外国と比べると、かなり保証の範囲とスピードで見劣りするという印象。企業を取り巻くバリューチェーン全体を見渡して、リスクと機会がどこにあり、どのように対応しているか、リスク管理をして戦略を持っているのか、開示情報をどのように検討し決定したのか、それについてどのように評価してどう対応するのかについて開示することが重要。
- 何のための保証かということを考え、当初保証の範囲を限定するとしても、企業のリスクや機会が識別・評価されて開示されるようにするという点ではガバナンスやリスクの評価についても保証が必要。
- 一定期間Scope1,2とするのは範囲を限定しすぎであり、国際的に評価されないおそれ。定量情報や、豪州のようにガバナンスや戦略の一部などを追加してはどうか。また、1年程度で保証範囲をサステナビリティ情報全てに広げ、ロードマップを示すべき。
- 市場が何を求めているかを考慮し、国際的な競争に遅れないようにすべき。

第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見:保証水準・その他

主なご意見

保証水準

- 限定的保証から合理的保証に段階的に移行していくことに賛成。
- 開示基準に定性情報が含まれることを踏まえると、限定的保証のまま保証範囲を広げることの方が重要。
- 投資家は合理的保証まで求めていないのではないか。

その他

- 国際競争力の確保の観点から、国際的に日本の情報開示の信頼性が劣ることのないタイミングでの制度設計に注力すべき。
- “独立性“という言葉は、米国等では、監査・保障基準以外に、選任方法、報酬の決定方法に関する経営陣からの独立、つまりガバナンスも入る概念とされている。新しいサステナ保証制度の検討にあたっては、米国等からガバナンスの観点での独立性に疑義があると指摘される可能性にも留意し、こうした観点での独立性確保が必要。
- 自主規制機関は既存団体の下部組織ではなく、独立した唯一のものとして、ガバナンスの仕組み、透明性を確保することが重要。
- スピード感を持って早い段階ですべての情報を対象とした保証制度の導入を実現すべき。制度設計に関する時間や労力を勘案すると、すでに存在する会計監査制度の枠組みを活用すべき。その方が制度運用上の確実性も高いと考える。
- 早期にすべての情報の保証を信頼性ある形で実現するためには、P24の論点4「サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方」と論点5「自主規制機関の役割」も併せて、検討することが必要。
- 準拠性や適正性の軸も含めて整理する必要がある。
- Non-PAを担い手とするのであれば、法制度の整備を含めて、早急に対応すべき。保証に関する法制度の整備が間に合わないので、保証のスケジュールや範囲の適用を遅らせるというのは反対。
- 日本の保証基準を作成すべきで、その際にNon-PAの積極的な参加を促すことが考えられる。
- 監督機関は、リソースを考えると自主規制機関に委ねるしかない。倫理や独立性については自主規制機関の方がふさわしい。懲戒処分については、金融庁等が行うのであれば負担は重くないが、自主規制機関が独自に行うならコスト・時間・リソースがかかる。Non-PAと会計士が一体となって自主規制機関を設ける場合、早いうちに方向性を検討すべき。

目次

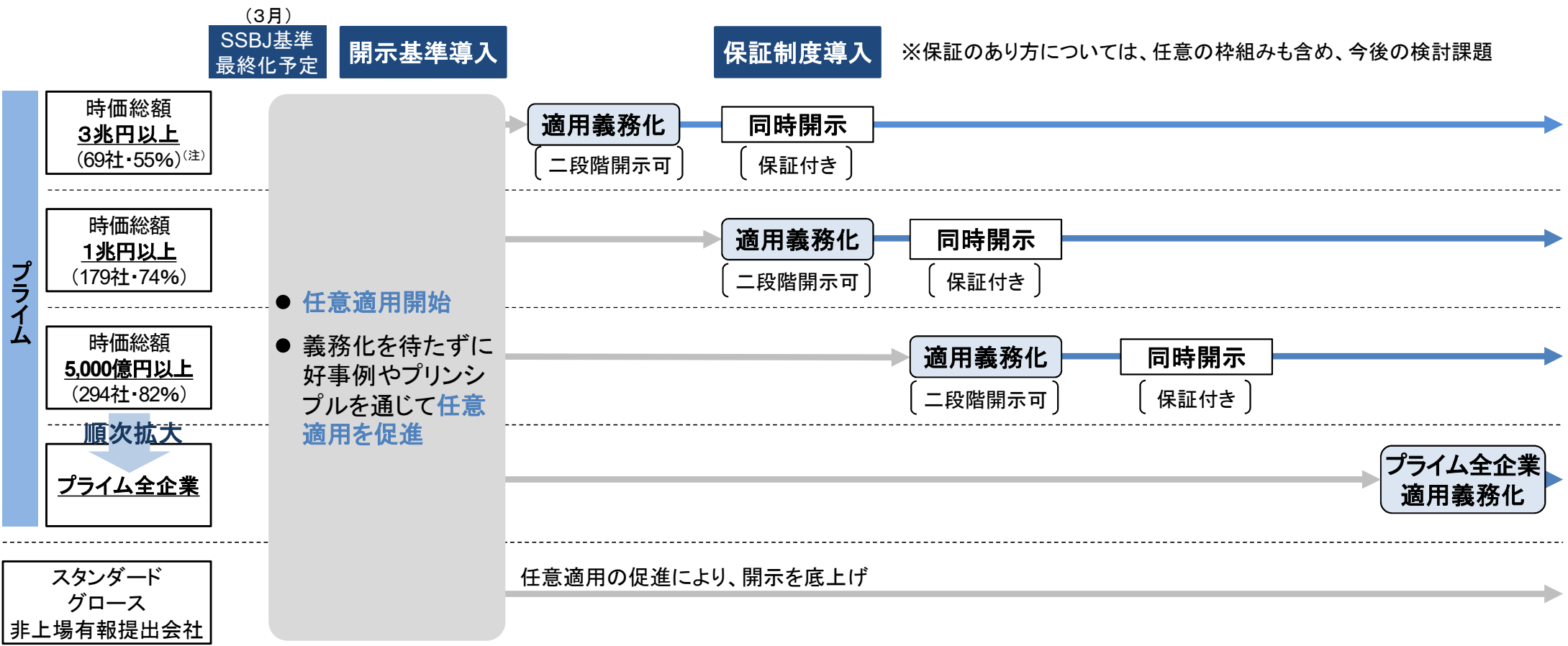
1. 第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見
2. 開示関係の参考資料
3. 保証関係の参考資料

開示 保証

サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性(イメージ)

- プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要
- 企業等の準備期間を考慮し、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく

2025年 2026年3月期 2027年3月期 2028年3月期 2029年3月期 2030年3月期 · 203X年3月期



※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書によって報告

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

欧州CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション

- 欧州CSRDでは、①2025年12月期以降に欧州域内の「大会社」^(注1)に対して、②2028年12月期以降に一定規模以上の欧州域外企業の連結グループに対して、それぞれ、サステナビリティ情報の開示を行い、保証を受けることを義務付けている。
- ①の義務は、単体ベースの開示・保証に代えて、連結グループベースの開示・保証を行うことで免除されるとされている。
- 一部の日本企業から、当該免除制度を利用したいとのニーズがある。この場合、**2028年12月期よりも早期に連結グループを対象としたCSRDに基づく開示・保証が開始されることとなる。**
- 当該免除要件の1つとして、親会社の所在する国の法律に基づく**保証業務提供者のオーソリゼーションがある。**
- 本邦のサステナビリティ保証制度が未導入である現状においてこのニーズに応えるためには、**暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を指定^(注2)することが考えられる。**

CSRDの概要 (関連部分)

- EU域内において重要な活動を行っている日本企業には、CSRDにより主に以下の対応が求められる
 - ① **2025年12月期以降、NFRDでは適用外であった規模の「大会社」単体を対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること**
 - ② 2028年12月期以降、EU域外企業の連結グループを対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること
- 上記①の要求事項への対応として、**連結グループを対象として開示・保証の対応を行うことで、EUの対象会社ごとの開示・保証の対応を不要とする、免除制度が設けられている**

免除制度の概要

- 欧州子会社及びその子会社を含めた**連結グループベースのサステナビリティ情報を、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)又はそれと同等な基準に従って作成し、報告(開示)する必要**
- 当該サステナビリティ情報の保証に関する規定は、以下のとおり
 - ✓ **親会社の所在する第三国の法律に基づきサステナビリティ報告の保証に関する意見を表明することができることとされた(オーソリゼーションを得た)個人又はファームによる、連結グループベースのサステナビリティ情報に関する保証意見が必要**
 - ✓ 保証業務提供者は、サステナビリティ保証業務を提供するために、EU加盟国でのレジストレーション^(注3)が必要

(注1) NFRD(非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令)では、従業員数500人超の上場企業等が適用対象であったが、CSRDでは、次の3要件のうち2つ以上を満たす企業を「大会社」として適用対象としている。

(1)純資産残高2,500万ユーロ超、(2)純売上高5,000万ユーロ超、(3)従業員数250人超

(注2) 保証業務提供者に求める一定の要件としては、CSRDで示されている「研修、品質管理システム、職業倫理、独立性と客観性、各国監督機関による調査と制裁の手続、業務組織、不正の報告」などが考えられる。

(注3) レジストレーションの要件は各EU加盟国が設定する。

海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示の本邦での開示について

- 本邦の企業が、CSRD等の海外のサステナビリティ開示基準による開示を行った場合、国内投資家が海外投資家よりも情報入手が遅くなること、必要な情報が得られないことがないようにすることが重要。
- また、CSRD対応のニーズ(前ページ参照)に応えるためには、暫定的に保証業務提供者のオーソライズを行う必要があるが、これには法定開示書類による裏付けが不可欠。
- 企業からのニーズに応えるとともに、企業負担にも配慮すると、
 - ・ 有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業が
 - ・ CSRD等の連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に限り、本邦の法定開示書類によって、同等の情報が周知されるようにすることが適当であると考えられる。

論点	方針案
開示書類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開示を行った事実の周知を、直ちに、かつ、確実にを行うため、臨時報告書の開示事項とすることが適当 ※ 海外基準に基づくものであったとしても、本邦企業が連結ベースでサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行ったという情報は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」であり、臨時報告書の提出事由となると考えられる
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外投資家と同等の情報が把握できることが重要であり、必ずしも臨時報告書自体に海外での開示内容の全てが記載されていることまでは要しないと考えられる ➢ 臨時報告書での開示事項としては、以下の事項が想定される (1) 海外のサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行った旨、(2) 開示を行っている場所(リンク先等)、(3) 保証を受けている場合にはその旨、(4) 保証業務提供者の名称 ※ 開示事項が上記のものであれば、参照先の情報についてのエンフォースメント上の問題は生じないと考えられる。 ➢ 「海外のサステナビリティ開示基準」としては、ニーズや企業負担を考慮すると、基本的にCSRDを念頭に置いた制度設計とすることが適当と考えられる
開示義務の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本邦でサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っている場合には、既に必要な情報が日本語で開示されることになるため、有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない者とすることが考えられる(海外基準に基づく開示との差異は問わない)

米国SEC気候関連規則制定時の議論

- 規則案では、**Scope3の開示に対するセーフハーバー**が提案されていた（Scope3の開示が不要となったため、最終規則においては削除）。

※規則案のセーフハーバーは、以下のとおり「将来情報」に限定されていない。一方、最終規則では、移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに関連する将来予測に関する記述（過去の事実を除く）にセーフハーバーが適用される。なお、2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは、司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

SEC規則案（2022年3月）

GHG排出量のうち、サプライチェーンにおける排出量（Scope3）に関する開示については、当該開示が**合理的な根拠なく**（without a reasonable basis）行われ、**又は誠実に開示しなかったこと**（was disclosed other than in good faith）が**証明されない限り、不正な記載ではないとみなされる**。（Proposed 17 CFR § 229.1504(f））

- **米国でのパブリックコメント**において、Scope3に係るセーフハーバーについて提出された意見及び結論（注）。

セーフハーバーの対象とすべきか否か

（賛成意見）

- ・ 推定値およびバリューチェーン上の第三者からのデータに依存する必要があるため、**排出量計算に不確実性**がある
- ・ セーフハーバーが**より活発な開示を後押し**する

（反対意見）

- ・ **過去または現在の情報**を提供するScope3排出量の開示またはその他の気候関連開示のためにセーフハーバーを採用することは不適切である
- ・ セーフハーバーにより**正確な情報開示を阻害**する

（結論）Scope3の開示自体が不要となったため、**セーフハーバーの対象とはならなかった**。

経過的な措置とすべきか否か

（賛成意見）

- ・ 経過的な導入とすべき。Scope3報告の方法論が改良され、Scope3のツールと資源が改善され、Scope3排出報告のコストが減少し、**Scope3排出報告に関連する不確実性と困難が減少するとの期待から、最終的には段階的に廃止されるべき（1年、3年、5年、5～7年など）**

（反対意見）

- ・ 恒久的に導入すべき。**Scope3排出量の基礎となるデータは常に第三者の管理下にあるため、無期限であるべき**

（結論）現時点では**期限を設けない**（開示実務の進展を評価した後、セーフハーバーを修正または削除することについて将来決定することができることとするため）

（注）米国SEC公表「The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors」。該当箇所は「J. Safe Harbor for Certain Climate-Related Disclosures (Item 1507)」、p.387～402

（出典）米国：（SEC気候関連開示規則）<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>

[参考] サステナビリティ情報の開示に関するセーフハーバー・ルールについての海外の取組み

- 諸外国においては、気候関連等のサステナビリティ情報の開示に関し、セーフハーバー・ルールを設けている例がある

米国SEC

● 気候関連開示規則^(注)

将来予測に関する記述(forward-looking statements)のためのセーフハーバーは移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに従って提供される情報(過去の事実を除く)に対して適用される。経営幹部等が重要な事実の不実記載もしくは重要な事実の脱漏を知らながら作成又は承認した場合を除き、①将来予測に関する記述であることを明示し、将来の結果が大きく乖離する重要な要因について意味のある注意表示(meaningful cautionary statements)を行っている、又は、②将来予測に関する記述が重要でない場合には、企業や代表者等は責任を負わないこととされる。

(The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors, 17 CFR § 229.1507、証券取引所法 1934 第 21E、証券法 1933 第27A)

カリフォルニア州 (米国)

● 気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)

Scope3排出量に関する開示の虚偽記載(misstatements)については、当該開示が合理的な根拠に基づき(a reasonable basis)、かつ誠実に開示された(disclosed in good faith)情報については行政処分の対象とはならない。また、2030年までは報告の不提出に対してのみ罰金の対象となる。

(Section 38532 (f) (2) (B) ,(C))

英国

● 会社法(Company Act 2006)

取締役は、戦略報告書(strategic report^(※))等における不実開示の結果として会社が被った損害について、当該不実開示について知っていたか、又は重大な過失(reckless)があった場合に限り、当該会社に対してのみ責任を負う。

※会社法(Company Act 2006)第414CB条により、気候関連財務情報の記載も求められている。(第463条(3)(a))

(注)2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

(出典)米国:(SEC気候関連開示規則)<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf> (証券取引所法)<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1885/pdf/COMPS-1885.pdf>

(証券法)<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1884/pdf/COMPS-1884.pdf> (カリフォルニア州)https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253

英国:<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>

目次

1. 第4回会議(2024年10月10日開催)でのご意見
2. 開示関係の参考資料
- 3. 保証関係の参考資料**

SASBスタンダードの「考慮」の明確化

S1基準 結論の根拠

- 2023年6月に公表されたS1基準の結論の根拠において、SASBスタンダードの「考慮」の明確化が図られた。

BC132 ISSBは、ガイダンスの情報源を「考慮する」ことは何を意味するのかを明確化することが有用であると決定した。ISSBは、ガイダンスの情報源の考慮は、一般的に企業が整備しているプロセスを通じて行われると見込まれることに留意した。企業は「SASBスタンダード」を考慮することを要求されるが、「SASBスタンダード」を適用することは要求されない。その代わりに、企業は一般目的財務報告書の利用者の意思決定ニーズに関連性があり、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供することを要求される。考慮したガイダンスの情報源がIFRS S1号第57項で定めている要求事項を満たす開示をもたらさないと企業が判断する場合には、企業はこれらのガイダンスの情報源を適用することを要求されない。...

57 サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のような情報を識別するために判断を適用しなければならない。

- (a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある情報（かつ）
- (b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報

教育的資料

- 2024年2月に教育的資料「IFRS S1号における要求事項を満たすための「SASBスタンダード」の使用」において、「指標を識別し、開示を作成する際にどのような問いかけをすべきか」が示された。

- 「SASBスタンダード」の指標は、投資者が、自社がさらされている可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会との関連で、自社のパフォーマンスを理解するのに役立つか
- 同業他社又は競合他社は、「SASBスタンダード」において特定された指標を報告しているか
- 投資者が「SASBスタンダード」における指標と整合性のある情報の説明又は開示を求めたことがあるか
- 指標が一貫性をもって調整されることを確保するために、それぞれの指標に付随する「SASBスタンダード」の基礎となる技術的プロトコルをレビューしたか
- 「SASBスタンダード」の指標は、企業が既に管理又は開示している情報と整合しているか
- 仮にその指標が要求する情報と同様の情報を既に収集しているのであれば、どのようにすればその情報をより整合させることができるか
- 「SASBスタンダード」の技術的プロトコルにおいて特定されているのと同様のデータ収集のための手法を採用しているか

IOSCOのサステナビリティ報告の保証に関する報告書

- 2023年3月28日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、「サステナビリティ関連企業報告のためのグローバルな保証フレームワークの開発に向けた国際的な作業に関する報告書」を公表
- サステナビリティ報告保証に関するIOSCOのビジョンを示し、IAASB及びIESBAにおけるサステナビリティ報告保証に関する基準開発をIOSCOが支援する旨を記載

<報告書の概要>

関係者ニーズ

職業にとらわれない基準 (profession-agnostic standards)

現状の実務・課題

(保証が存在しないため) 投資家は、企業のガバナンスや第三者データ提供機関の情報に依存

サステナビリティ開示において使用するデータの品質、将来予測情報の信頼性及び財務諸表とのコネクティビティ等の領域における改善が必要

保証業務提供者のタイプ、保証手続及び保証水準等が必ずしも明確でない

重要な考慮事項

適時な基準開発

利害関係者との対話

困難な課題への対処

財務諸表と非財務情報とのコネクティビティ

保証に関する情報の透明性確保

奨励

作成者・保証業務提供者の能力・スキルの向上

国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000について

- 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、2023年8月に [サステナビリティ報告の保証に関する新しい国際基準 \(ISSA 5000\)](#) の公開草案を公表し、市中協議を実施。
- IAASBは、市中協議で寄せられた意見を審議したうえで、[2024年9月にISSA5000を最終化](#)。

(参考)ISSA 5000の最終基準の概要

- ISSA 5000は、サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、原則主義に基づく全般的な要求事項を定める、独立した包括的な基準
- 既存の財務諸表監査の規定を基礎として開発されているが、保証業務提供者の職業にとらわれない (profession-agnostic) 基準として、全ての保証業務提供者が適用可能な基準とする方針
- あらゆるサステナビリティピック (例: 気候変動、人的資本) の報告に係るサステナビリティ情報の保証に対して適用可能
- あらゆるサステナビリティ報告の枠組み (例: 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の基準、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の基準) により作成されたサステナビリティ情報の保証に適用可能
- タイムリーな基準開発が必要である点も踏まえ、以下の6点を優先項目として設定し、基準を開発
 - ①保証水準ごとの作業量、②報告規準の妥当性、③保証業務の範囲、④保証業務における証拠、⑤企業の内部統制システム、⑥重要性
- 保証水準について、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に適用可能 (それぞれの規定を設定)

サステナビリティ関連倫理基準について

- 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、サステナビリティ報告・保証に関連する以下の倫理基準 (独立性基準を含む) の公開草案を2024年1月に公表し、市中協議を実施。

- ① サステナビリティ保証の新しい国際倫理基準 (独立性基準を含む) (IESSA ^(※1))、及びサステナビリティ報告・保証に関する既存の国際倫理基準の改訂
- ② 外部専門家の業務の利用に関する国際倫理基準 (※既存の監査等の業務に係る規定も併せて開発)

- IESBAは、上記各基準を2024年12月に最終化する予定。

IESSAの公開草案の概要

- IESSAは、サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、独立した規定として開発 (既存のIESBA倫理基準の中に独立した章 (パート5)を新設して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定)
- 既存の財務諸表監査に係る規定を基礎として開発されているが、保証業務提供者の職業にとらわれない (profession-agnostic) 基準として、全ての保証業務提供者が適用可能な基準とする方針
- あらゆる開示基準を適用したサステナビリティ情報の開示や、あらゆる保証基準 (ISSA 5000等) を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能
- 独立性基準に関して、既存の財務諸表監査に関するIESBA倫理基準と同水準の規定を設定
- バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加
- 保証水準について、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に同様の規定を設定